

千葉県報

定例
令和7年3月4日

第14020号

千葉県報

令和7年3月4日(火曜日)

主要目次

告示	1
○ 漁業災害補償法に基づく特定第一号漁業者に対する規約の設定についての同意の認定	1
○ 道路区域の変更(二件)	1
○ 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	2
○ 選挙管理委員会告示	2
○ 千葉県議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿の登録の基準日	2
○ 千葉県議会議員補欠選挙における公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日	2
○ 公安委員会告示	3
○ 警備員指導教育責任者講習の実施(二件)	3
○ 公告	5
○ 事後調査報告書の提出及び縦覧	5
○ 都市計画地区計画の関係図書の縦覧(二件)	5
○ 令和七年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	5
○ 特定調達公告	6
○ 落札者等の公告(二件)	6
○ 正誤	7
○ 令和六年十二月二十四日付け県報号外第七九号中	7

告示

千葉県告示第百二十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区についての特定第一号漁業者に対する規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による規約の設定の義務は、令和七年三月十日から発生する。
令和七年三月四日

その一
漁業種類及び加入区
あわびをとる漁業 白間津加入区

千葉県知事 熊谷 俊 人

その二

漁業種類及び加入区
あわびをとる漁業 大川加入区

その三

漁業種類及び加入区
あわびをとる漁業 勝浦西部加入区

その四

漁業種類及び加入区
あわびをとる漁業 豊浜加入区

千葉県告示第百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び市原土木事務所において、令和七年三月四日から三週間、縦覧に供する。
令和七年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
市原市田渕字塚下一、二一七番一地先から字大戸原八三番二地先まで	前	一三・八メートルから三六・八メートルまで	一六六・一五メートル	一六・一五メートルは、県道市原天津小湊線と重用となる。
	後	二二・〇メートルから六三・一メートルまで	一六六・一五メートル	

千葉県告示第百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び市原土木事務所において、令和七年

三月四日から三週間、縦覧に供する。
令和七年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道
二 路線名 市原天津小湊線
三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
市原市田渕字原八三四番一	前	七・三一メートルから五三・一九メートルまで	八二二・二四メートル	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい
地先から国本字欠ノ元四九四番二地先まで	後	一六・八〇メートルから六四・三三メートルまで	八一八・八〇メートル	
市原市国本字欠ノ元四九四番二地先から	前A	八・〇五メートルから二五・八五メートルまで	二七二・五五メートル	
字中嶋代三五番二地先まで	後A	八・〇五メートルから二五・八五メートルまで	二七二・五五メートル	
二番一地先まで	B +	一五・八七メートルから四四・〇八メートルまで	一九六・三〇メートル	
市原市国本字中嶋代三五番一地先から	前	一〇・二八メートルから一八・五〇メートルまで	一四四・七一メートル	
番一地先から	後	一四・七九メートルから二一・一一メートルまで	一四四・七一メートル	
字原一八一番一地先まで				

千葉県告示第百二十三号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八街都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和七年三月四日

一 施行者の名称 千葉県知事 熊谷 俊人
八街市
二 都市計画事業の種類及び名称 八街都市計画下水道事業八街市第一号公共下水道

三 事業施行期間 昭和五十三年二月十七日から令和七年三月三十一日まで
四 事業地 昭和三十九年千葉県告示第百四十六号、昭和五十五年千葉県告示第七百

取用の部分 変更なし
使用の部分 昭和三十九年千葉県告示第百四十九号、昭和六十二年千葉県告示第五百九十一号、平成二年千葉県告示第十六号、平成六年千葉県告示第七十三号、平成八年千葉県告示第百一十一号、平成十三年千葉県告示第七十九号、平成十四年千葉県告示第三百七十一号、平成十七年千葉県告示第三百号、平成十八年千葉県告示第九十六号、平成二十三年千葉県告示第二百八十六号、平成二十七年千葉県告示第三百五十九号、平成三十年千葉県告示第三百七十四号及び令和六年千葉県告示第二百五十七号の事業地に
(一)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(二)に掲げる地内において事業地を変更する。
(一) 八街市榎戸字鷹ノ巣向及び字下の一部の区域
(二) 八街市八街字富山、字桃園及び字三角地、榎戸字堤向、字上、字詰所、字大山及び字長作並びに泉台二丁目地内

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第十五号
令和七年三月十六日執行予定の千葉県議会議員補欠選挙（松戸市選挙区）、同補欠選挙（茂原市選挙区）、同補欠選挙（成田市選挙区）、同補欠選挙（四街道市選挙区）及び同補欠選挙（香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定により行う選挙人名簿の登録の基準日を次のとおり定めた。
令和七年三月四日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹
基準日 令和七年三月六日。ただし、年齢の算定については、令和七年三月十六日とする。

千葉県選挙管理委員会告示第十六号

千葉県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和五十七年千葉県条例第三十七号）第一条第一項の規定により設置されたポスター掲示場に、令和七年三月十六日執行予定の千葉県議会議員補欠選挙（松戸市選挙区）、同補欠選挙（茂原市選挙区）、同補欠選挙（成田市選挙区）、同補欠選挙（四街道市選挙区）及び同補欠選挙（香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区）における公職の候補者がポスターの掲示を始

ぬのじんのじやる日は、令和七年三月七日である。

令和七年三月四日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀 樹

公 安 委 員 会 告 示

千葉県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和7年3月4日

千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習
- 2 講習の期日及び時間
令和7年5月8日（木曜日）から15日（木曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 3 講習の場所
千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階
- 4 受講対象者
 - (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - (3) 規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
 - (4) 規則附則第3条の規定による陸止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者
 - (5) 旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であつて、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- 5 受講定員

40人

講習業務の委託

講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。

7 受講申込手続等

(1) 受講申込手続

ア 申込方法

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受講申込票受付期間等

令和7年3月24日（月曜日）から28日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

(2) 受講者決定通知

受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。
なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

(3) 受講手続等

ア 受講手続

受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 受講申込書受付期間等

令和7年4月7日（月曜日）から11日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

ウ 添付書類

(ア) 4 (1) に該当する者

2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4 (2) に該当する者

合格証明書の写し

(ウ) 4 (3) に該当する者

合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4 (4) に該当する者

<p>合格証の写し</p> <p>(オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料等</p> <p>ア 受講手数料 38,000円</p> <p>イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。</p> <p>なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 043 (201) 0110</p>	<p>を受けている者</p> <p>(3) 検定期則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る旧検定期則第8条の合格証(以下「合格証」という。)の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 20人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等</p> <p>(1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受講申込票受付期間等 令和7年3月24日(月曜日)から28日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和7年4月7日(月曜日)から11日(金曜日)までの午前9時から午後4時</p>
<p>千葉県公安委員会告示第3号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。</p> <p>令和7年3月4日</p> <p>千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子</p>	
<p>1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)に係る講習</p> <p>2 講習の期日及び時間 令和7年5月13日(火曜日)の午後1時から午後5時まで並びに同月14日(水曜日)及び15日(木曜日)の午前9時から午後5時まで</p> <p>3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階</p> <p>4 受講対象者</p>	
<p>2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付</p>	

<p>まで</p> <p>ウ 添付書類</p> <p>(ア) 4 (1) に該当する者 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(4) 受講手数料等</p> <p>ア 受講手数料 14,000円</p> <p>イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p>	<p>二 対象事業の名称、種類及び規模 船橋市南部清掃工場建替事業 廃棄物焼却等施設の新設 一日当たりの処理能力三三九トン</p> <p>三 対象事業が実施された区域 船橋市潮見町三八番地</p> <p>四 関係地域の範囲 市川市、船橋市、習志野市及び浦安市</p> <p>五 事後調査報告書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間</p> <p>1 縦覧場所 千葉県環境生活部環境政策課並びに市川市環境部総合環境課、船橋市環境部環境政策課及び資源循環課、習志野市都市環境部環境政策課並びに浦安市環境部環境保全課</p> <p>2 縦覧期間 令和七年三月四日から十八日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第一号)第一条に規定する県の休日を除く。)</p> <p>3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで</p> <p>都市計画地区計画の関係図書の縦覧 令和七年三月四日流山市の変更に係る流山都市計画地区計画東洋学園地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 令和七年三月四日 千葉県知事 熊谷 俊 人</p>
<p>事後調査報告書の提出及び縦覧</p> <p>千葉県環境影響評価条例(平成十年千葉県条例第二十六号)第四十条第一項の規定により、船橋市から廃棄物焼却等施設の新設(船橋市南部清掃工場建替事業)に係る事後調査報告書の提出があった。</p> <p>その事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業が実施された区域、関係地域の範囲並びに事後調査報告書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、次のとおりである。</p> <p>令和七年三月四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 船橋市 船橋市長 松戸徹 船橋市湊町二丁目一〇番二五号</p>	<p>都市計画地区計画の関係図書の縦覧</p> <p>令和七年三月四日流山市の変更に係る流山都市計画地区計画平和台1丁目地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 令和七年三月四日 千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>令和七年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、令和七年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。</p>

公

告

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。
令和七年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 試験日時

1 学科の試験

(一) 二級建築士試験

令和七年七月六日(日曜日) 午前十時十分から午後五時二十分まで

(二) 木造建築士試験

令和七年七月二十七日(日曜日) 午前十時十分から午後五時二十分まで

2 設計製図の試験

(一) 二級建築士試験

令和七年九月十四日(日曜日) 午前十一時から午後四時まで

(二) 木造建築士試験

令和七年十月十二日(日曜日) 午前十一時から午後四時まで

二 試験場所

1 学科の試験

(一) 二級建築士試験

習志野市泉町一丁目二番一号 日本大学生産工学部津田沼キャンパス

(二) 木造建築士試験

習志野市津田沼二丁目一七番一号 千葉工業大学津田沼キャンパス

2 設計製図の試験

(一) 二級建築士試験

習志野市泉町一丁目二番一号 日本大学生産工学部津田沼キャンパス

(二) 木造建築士試験

習志野市津田沼二丁目一七番一号 千葉工業大学津田沼キャンパス

三 受験申込方法等

新規受験者を含めた全ての者が原則としてインターネットによる受験申込を行うこと。

1 受験申込みの受付期間等

受付期間は令和七年四月一日(火曜日)から十四日(月曜日)までとし、受付時間は受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時までとする。

2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない場合には、令和七年四月七日(月

曜日)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部(電話番号〇五〇(三六四五)八四二二)に申し出ること。

四 設計製図の試験の課題

設計製図の試験の課題は、次の区分に応じそれぞれ次に定める日から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

1 二級建築士試験 令和七年六月十八日(水曜日) (予定)

2 木造建築士試験 令和七年六月二十五日(水曜日) (予定)

五 合格者の発表等

合格者の発表等は、次の区分に応じそれぞれ次に定める日に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)に合格者の受験番号を公表するとともに、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

1 学科の試験(二級建築士試験及び木造建築士試験) 令和七年八月二十五日(月曜日) (予定)

2 設計製図の試験(二級建築士試験及び木造建築士試験) 令和七年十二月二日(火曜日) (予定)

六 その他

受験に際し、身体に障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込みの受付期間内にその旨を申し出ること。

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和7年3月4日

千葉県知事 熊谷 俊人

〔掲載順序〕

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他必要な事項
- ⑩千葉県庁本庁舎、中庁舎及び議会議場ほか3施設で使用する電力一式
- ⑪千葉県総務部管財課 千葉市中央区市場町1番1号
- ⑫令和7年1月30日
- ⑬ゼロロットパワール株式会社 千葉県柏市柏柴178番地4
- ⑭209,343,710円
- ⑮一般競争入札

令和6年12月6日

落札者等の公告

次とおり落札者等について公告する。

令和7年3月4日

千葉県知事 熊谷 俊人

〔掲載順序〕

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

- その1
- ①自動車賃貸借 13台 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和7年1月21日 ④株式会社トヨタレンタリース千葉 千葉市美浜区新港

令和六年十二月十四日付の募集要項を添付します。

監

出

(監 監 監 監 監 監 監 監)

57番地 ⑤36,156,120円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年12月10日

その2

- ①更新時講習等に使用する教本 740,100冊 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和7年1月23日 ④一般財団法人全日本交通安全協会 東京都千代田区九段南四丁目8番13号 ⑤1冊当たり46,75円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年12月13日

その3

- ①令和6年度へリコプターかとり1号(レオナルド式AW139型、JA91CP)1年目定期耐空証明更新追加整備一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和6年12月25日 ④朝日航空株式会社千葉支店 千葉市中央区新町18番地10 ⑤77,660,000円 ⑥随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

出

監

ページ	録	行	監					出						
			任期(不職) 員	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円		
一九	上			220,900	238,800	275,100	287,400			220,900	238,800	275,100	287,400	310,000

備考 この表は、病室で勤務する保育士に適用する。

購読料

本号

一部

二四円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先